

相談名	日時等	場 所	申込み・問合せ
結婚相談	1月12日(日)、15日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 ☎ 0778-47-3767
	1月16日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-45-1111
	1月16日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-48-2111
法律相談 (要予約)	1月14日(火) 13:00～16:00 相談員 宮本 崇史 弁護士	河野保健福祉センター	社会福祉協議会河野支所 ☎ 0778-48-2260
行政相談	1月18日(土) 9:00～11:00 相談委員 井上 英之 さん(金 粕)	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013

町税は納期限内に納めましょう！

悪質な滞納者に対し滞納処分等を実施！ (税負担の公平性を確保)

～町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です～

納期限内納付をされた方との不公平をなくし税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行っていくこともありますので、納期限内に自主納付をお願いいたします。

税金を納期限までに納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されない場合は、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押え等※注の滞納処分を行う場合があります。

※注 納期限までに納税がない場合、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納者の財産を差押えしなければならない。と法律に定められています。

滞納を放置しておくこと…延滞金がどんどん加算され、税金等の支払が高額になります。

また、滞納処分を受けると経済的な不利益や社会的信用も失うことになりかねません。

町としても、本来は必要のない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすこととなります。再度、納付状況を確認いただき、滞納になっている場合には、早期に納付されますようお願いいたします。特別な事情等により納税が困難な場合や納付が遅れている方は、町民税務課までご相談ください。

<滞納処分の流れ>

納 期 限 ↓	税金は、納税通知書に記載の「納期限」までに納めてください。「納期限」を過ぎてしまうと「滞納」になります。 ※納期限の翌日から延滞金が計算されます。
督 促 状 ↓	「納期限」までに納付されなかった場合は納期限後 20 日以内に「督促状」による納付を催促します。 ※督促手数料が発生します。
納税の催告 ↓	「督促状」でも納付されない場合は、「催告書」の送付、電話催告(自宅や勤務先等)、自宅訪問などで納付の催告を行う場合もあります。
財産の調査 ↓	滞納者に財産があるか、官公署や金融機関などに対して財産調査、勤務先に給与調査を行います。さらに、必要に応じて居宅や事務所の捜索を行うこともあります。(国税徴収法第 141 条) ※滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。
差 押 え ↓	預貯金、給与、生命保険、自動車、土地、家屋などの差押えを行います。
公売・換価 ↓	差押えた動産は、滞納者の意思に関わらず動産、不動産等の財産を公売で売却し、換価により現金化します。
町税に充当	この売却代金を未納の町税に充てます。

問合せ 町民税務課 税務係 TEL 0778-47-8014

◆納税に便利な口座振替をご利用ください◆

町税の納付には、納め忘れもなく、手間もいらない口座振替が大変便利です。口座振替の申込みは、役場、各事務所ならびに町内各金融機関の窓口に備え付けの「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

<手続きに必要な物> 預貯金通帳またはキャッシュカード(口座番号のわかるもの)、通帳届出印、納税通知書